

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第 1 号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目録等の閲覧等） 第13条 条例第34条第 2 項に規定する資料は、<u>総務部危機管理課</u>に備え置く。 2 （略） 附 則 1 ～ 11 （略） <u>（岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>12 令和 7 年 4 月 1 日前に岸和田市情報公開条例施行規則（平成12年岸和田市規則第38号）、八尾市情報公開条例施行規則（平成 7 年八尾市規則第28号）、富田林市情報公開条例施行規則（平成12年富田林市規則第55号）、柏原市情報公開条例施行規則（平成13年柏原市規則第 4 号）又は高石市情報公開条例施行規則（平成13年高石市規則第 1 号）（次項において「市の規則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類のうち、水道事業に係るものは、この規則の様式により提出されたものとみなす。</u> <u>13 市の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	（目録等の閲覧等） 第13条 条例第34条第 2 項に規定する資料は、<u>経営管理部経営企画課</u>に備え置く。 2 （略） 附 則 1 ～ 11 （略）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。